

(仮称) 松本市職員等の公正な職務の執行を妨げる行為の防止に関する条例骨子 (案)
に対するパブリックコメントの結果

1 募集期間

令和7年12月12日(金)から令和8年1月13日(火)まで

2 閲覧方法

- (1) 窓口(人事課、行政情報コーナー及び各地区地域づくりセンター)
- (2) 市ホームページ

3 実施結果

(1) 件数

12件(2人)

(2) 提出方法

方法	件数	人数
ファクシミリ	7件	1人
郵送、持参	5件	1人
計	12件	2人

(3) 意見等に対する対応

区分	内容	件数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	0件
イ 趣旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1件
ウ 参考とする意見	案は修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	5件
エ 対応が困難な意見	対応が困難なもの	1件
オ その他	制度全般への要望等その他の意見	5件

4 意見等の概要及び市の考え方

No.	意見等の概要	市の考え方
1	他自治体ではカスハラ禁止を盛り込んだ条例を施行しているが、松本市は市の責務として「執行妨害行為の防止に努める」とし、職員等が職務に専念できるため「執行妨害行為の防止」に焦点を当てた条例にした理由は何か。	【オ その他】 本条例は、「執行妨害行為を防止」することで「職員が職務に専念できる就業環境を確保し、市民のための行政運営を守る」ことを目的としたためです。 しかし、他自治体と同様に、具体的な執行妨害行為(いわゆるカスハラ行為)を明文化し、禁止に関する規定も設けています。

2	通話録音は行政側に強い力を持たせるので、市の責務に「市民等の権利を不当に侵害しないように留意する」と追加してほしい。	【イ 趣旨同一の意見】 外線通話録音については、管理及び運用に関する要綱を定めており、取扱者を限定するとともに、目的以外の利用を禁止しています。 また、職員の責務に記載した「要望等の内容を誠実に受け止め、適切に対応すること」には、市民等の権利を不当に侵害しないことを包含しています。
3	行政と市民が対等の立場であることが必要である。市民等が「執行妨害行為等をしない」という責務だけでなく、行政に対して上手に意見や要望を伝えられるよう、市民を育てることに注力してほしい。	【ウ 参考とする意見】 ご意見の視点も踏まえ、条例の周知等を通じて、市民意識の醸成に努めます。
4	執行妨害行為が行われた際に、いつの時点で警察へ通報を行うのか、判断基準を入れてほしい。	【エ 対応が困難な意見】 窓口で執行妨害行為が起きたときに、注意、警告又は退去を求めても執行妨害行為が止まない際は、警察に通報する場合があります。 この場合、事案によって適切な対応が異なるため、具体的な判断基準は記載せず、運用の中で対処します。
5	市民の声に真摯に耳を傾けなかった時はどうするのか。	【ウ 参考とする意見】 条例制定を契機に、職員にも改めて、誠実な対応を心掛ける意識を持ってもらうとともに、職員研修等を通し、職員が市民に寄り添った、適切な対応ができるよう努めます。
6	全ての市民に対し、公正かつ適正な対応をしなかった際の対応はどのようにするのか。	また、職員の対応が適切でない場合には、管理監督者等が、適切な指導又は助言を行います。
7	内容を誠実に受け止め、適切に対応しなかった場合はどうするのか。	
8	職員が適切に対応しなかった場合の対策はどうするのか。	
9	公正な対応をしなかった職員に対する審査はどうするのか。	【オ その他】 松本市職員懲戒処分の指針及び松本市職員倫理規程に基づき職員の対応について判断するとともに、違反行為等に該当する場合には、松本市職員倫理委員会で処分等について適正に審査します。
10	公正な職務の対応をしない職員に対する審査にも、審査会を設置するべきではないか。	
11	不適切な職務をした職員の対応はどのようにしているのか。	

1 2	条例の施行前に通話録音を開始することは問題があり、ただちに中止し再検討をお願いします。	<p>【オ その他】</p> <p>通話録音は、条例に基づいて実施しているものではなく、職員の就業環境を守るために必要であるため、継続する考えです。</p> <p>引き続き、職員等が職務に専念できる就業環境を確保するために、今後も準備が整ったものから速やかに対策を進めます。</p>
-----	---	---